

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

道路の供用開始

(道路維持課) 三四九^ハ

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

(交通企画課) 三五〇

公 示

落札者等に関する公示

(広 報 課) 三五〇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 三五二

平成二十七年狩猟免許試験の実施

(自然環境保全課) 三五二

平成二十七年狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

(同) 三五三

登録販売者試験の実施

(業務水道課) 三五六

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 三五七

土地改良区の定款の変更認可

(飛騨農林事務所) 三五九

告 示

岐阜県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の 告示 年月日 ほか)
県道	岐阜 濃 阜 線	岐阜市大字長良古津字小島山 八九一番一地从先から 同 市大字同 字同 九一九番五二地先まで	三五・七	平成 二七・五二七	平成 二七・九二七

岐阜県告示第三百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)
(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十七年五月十五日

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	垂川井合線	揖斐郡揖斐川町春日川合字尾洞四一五七番五地先から	同郡同町同字同	一七〇	平成二七・五・一五	平成二七・四・一七

岐阜県告示第三百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年五月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
国一般道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町坂内坂本字栗平四〇二八番一地从先から	同郡同町同字前	一四〇	平成二七・五・一五	平成二七・四・一七

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第三号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第七号)第一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦 照

委嘱した委員

活動区域	氏名	住	所	委嘱年月日
可児警察署管轄区域	佐橋 守	可児市土田		平成二十七年四月十日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第二百十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 県政広報テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託業務 一 式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随機契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成27年4月1日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目52番地

株式会社岐阜放送

代表取締役会長 杉山 幹夫

6 契約金額 40,939,728円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県広報課

(2) 所在地 岐阜市飯田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年四月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プルメリア
- 三 代表者の氏名 鈴木 拓文
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良福光二四六三 サンジエムビル
- 五 定款に記載された目的 この法人は、フィリピン共和国のセブ州セブ島の経済的に就学困難な青少年に対して教育に関する支援事業を行い、日本国の青少年からシニア層に対し比国との国際協力・国際交流を推進する事により、双方の教育レベルの向上及び発展に寄与することを目的とする。

平成二十七年狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）以下「法

（以下）第四十一条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 狩猟免許の種類

免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	網（むそつ網、はり網、つき網及びびなげ網）
わな猟免許	わな（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）
第一種銃猟免許	装薬銃（ライフル銃・散弾銃）及び空気銃（圧縮ガス銃を含む。）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む。）

二 試験の期日、場所等

次の期日及び場所において、午前九時から受付を開始し、午前九時三十分から試験を行います。

期日	場所	免許の種類	申請書の受付期間
平成二十七年七月十日（金）	岐阜県可茂総合庁舎大会議室 美濃加茂市古井町下古井二六一〇一	全て	平成二十七年六月十二日（金）から同月二十六日（金）まで
平成二十七年八月八日（土）	飛騨・世界生活文化センター 高山市千島町九〇〇一	全て	平成二十七年七月十日（金）から同月二十四日（金）まで
平成二十七年九月十九日（土）	岐阜県揖斐総合庁舎大会議室 揖斐郡揖斐川町上南方一一	全て	平成二十七年八月二十一日（金）から同年九月四日（金）まで
平成二十七年十一月十七日（木）	岐阜県恵那総合庁舎大会議室 恵那市長島町正家後田一〇六七七	わな猟のみ	平成二十七年十月十五日（木）から同月二十九日（木）まで
平成二十七年十一月六日	岐阜県中濃総合庁舎大会議室	全て	平成二十七年十一月六日

年十二月五日 日(土)	美濃市生櫛一六二二二	(金) から同月二十日(金) まで
----------------	------------	----------------------

三 受験資格
岐阜県内に住所を有する者で、網猟及びわな猟にあっては十八歳以上、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳以上の者で、法第四十条第二号から第六号の規定のいずれにも該当しない者

四 試験の内容

試験区分	内容
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識並びに猟法に関する知識(狩猟免許を受け、その有効期間内に他種の狩猟免許を受けようとする者)以下「試験の一部免除者」という。)は、猟法に関する知識に限る。)
適性試験	視力、聴力及び運動能力
技能試験	知識試験及び適性試験の合格者を対象に、猟具の取扱、鳥獣の判別及び距離の目測(網猟免許及びわな猟免許の受験者は、距離の目測を除く。)

五 試験の申請手続

1 申請書の入手

申請書は、岐阜県環境生活部岐阜地域環境室(以下「岐阜地域環境室」という。)又は各県事務所環境課で配布するほか、同部自然環境保全課(以下「自然環境保全課」という。)のホームページから入手することができます。

自然環境保全課のホームページのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/shizen/syunryo.html>

2 申請書の提出

次の書類を、申請者の住所を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課に提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験申請書在中」と朱書き、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

(一) 狩猟免許試験申請書一通

申請書は、試験の種類ごとに提出が必要です。

(二) 住民票一通

(三) 試験の一部免除者は、不要です。また、本籍の記載は必要ありません。
写真一枚

申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(四) 猟銃・空気銃所持許可証の写し又は医師の診断書一通

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し(当該許可を現に受けている場合に限る。)(又は法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書(申請前六か月以内に作成されたものに限る。))

(五) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

3 手数料

申請書に次に掲げる額の岐阜県収入証紙を貼り付けてください(消印はしないでください)。

試験の一部免除者	三千九百円(二種類につき)
その他の者	五千二百円(二種類につき)

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、受けようとする免許の種類及び場所の変更並びに手数料の返還はできません。

六 合格発表

合格発表は、試験日当日に試験会場にて行います。(狩猟免許は、後日、住所を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課にて交付します。)

七 試験結果の提供

受験者本人に限り、合格発表の日の翌々日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口(岐阜県庁二階、電話〇五八 二七二 一一三八)及び各県事務所の窓口で提供します。

す。その際、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できる身分証明書を持参してください。提供する試験結果の内容は、知識試験の得点及び技能試験の科目別減点です。

八 その他

この試験についての詳細は、自然環境保全課（電話〇五八 二七二 八三三）、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

平成二十七年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 対象者

平成二十四年中に狩猟免許を取得し、又は更新し、平成二十七年九月十四日に免許の有効期間が満了する者。この場合において、有効期間の満了する日が異なる他の狩猟免許を有するときは、当該免許も繰り上げて更新することができます。

二 試験及び講習の期日、場所等

次の期日及び場所において、午前八時三十分から受付を開始し、午前九時から試験及び講習を行います。原則として、対象者の住所地ごとに指定された期日に受けてください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、他の期日に受けることができますので、申請書提出の際に申し出てください。

所管事務 所等	対象者（居住 する住所地）	期日	場所	申請書の受付期間
	山県市	平成二十七 年七月八日 （水）	美山中央公民館 山県市若佐二一七 七番地一	平成二十七年六月十 日（水）から同月二 十四日（水）まで

各務原市	岐阜県環 境生活部 岐阜地域 環境室 （以下 「岐阜地 域環境室 という。）	羽島市	岐阜県環 境生活部 岐阜地域 環境室	各務原市 瑞穂 市 岐南町 笠松町 北 方 町	平成二十七 年七月十七 日（金）	各務原市産業文化セ ンター 各務原市那加桜町二 丁目一八六番地 まで	平成二十七年六月 十九日（金）から 同年七月三日（金） まで
本巢市	本巢市	本巢市	本巢市	本巢市 瑞穂 市 岐南町 笠松町 北 方 町	平成二十七 年八月二十 六日（水）	本巢すこやかセンタ ー 本巢市文殊三三四番 地 まで	平成二十七年七月 二十九日（水）か ら同年八月十二日 （水）まで
養老町	養老町	養老町	養老町	養老町 瑞穂 市 岐南町 笠松町 北 方 町	平成二十七 年九月十一 日（金）	岐阜県福祉・農業会 館 岐阜市下奈良二丁目 二番地一 まで	平成二十七年八月 十四日（金）から 同月二十八日（金） まで
海津市	海津市	海津市	海津市	海津市 瑞穂 市 岐南町 笠松町 北 方 町	平成二十七 年七月二十 四日（金）	養老町中央公民館 養老郡養老町石畑四 九一 まで	平成二十七年六月 二十七日（水）から 同年七月一日（水） まで
大垣市 垂井 町 関ヶ原町 神戸町 輪 之内町 安八 町	岐阜県西 濃県事務 所	岐阜県西 濃県事務 所	岐阜県西 濃県事務 所	大垣市 垂井 町 関ヶ原町 神戸町 輪 之内町 安八 町	平成二十七 年九月一日 （火）	岐阜県福祉・農業会 館 岐阜市下奈良二丁目 二番地一 まで	平成二十七年八月 四日（火）から同 月十八日（火）ま で
揖斐川町	岐阜県西 濃県事務 所	岐阜県西 濃県事務 所	岐阜県西 濃県事務 所	揖斐川町	平成二十七 年七月二十 四日（金）	岐阜県福祉・農業会 館 岐阜市下奈良二丁目 二番地一 まで	平成二十七年六月 十九日（金）から 同年七月三日（金） まで

		岐 阜 県 可 茂 農 事 務 所				岐 阜 県 揖 斐 農 事 務 所			
関市(洞戸地域、武芸川地域、武儀地域)	関市(関地域)	郡上市(大和町、白鳥町及び高鷲町)	郡上市(白鳥振興事務所)	白川町 東白川村	川辺町 七宗町 八百津町	可児市 御嵩町	美濃加茂市 坂祝町 富加町	大野町 池田町	
平成二十七年七月二日(木)	平成二十七年七月一日(水)	平成二十七年六月三十日(火)	平成二十七年六月三十日(火)	平成二十七年八月五日(水)	平成二十七年七月二十三日(木)	平成二十七年七月十六日(木)	平成二十七年七月九日(木)	平成二十七年八月八日(金)	平成二十七年七月二十一日(火)
岐阜県中濃総合庁舎 美濃市生穂一六二二	岐阜県中濃総合庁舎 美濃市生穂一六二二	郡上市白鳥町白鳥三	郡上市白鳥振興事務所	岐阜県可茂総合庁舎 美濃加茂市古井町下 古井二六一〇一	岐阜県可茂総合庁舎 美濃加茂市古井町下 古井二六一〇一	岐阜県可茂総合庁舎 美濃加茂市古井町下 古井二六一〇一	岐阜県可茂総合庁舎 美濃加茂市古井町下 古井二六一〇一	岐阜県揖斐総合庁舎 揖斐郡揖斐川町上南 方一一	揖斐郡揖斐川町上南 方一一
平成二十七年六月四日(木)から同月十八日(木)まで	平成二十七年六月三日(水)から同月十七日(水)まで	平成二十七年六月十六日(火)まで	平成二十七年六月二日(火)から同月十六日(火)まで	平成二十七年七月八日(水)から同月二十二日(水)まで	平成二十七年六月二十五日(木)から同年七月九日(木)まで	平成二十七年六月十八日(木)から同年七月二日(木)まで	平成二十七年六月十一日(木)から同月二十五日(木)まで	平成二十七年七月三十一日(金)から同年八月十四日(金)まで	平成二十七年七月二十三日(火)から同年七月七日(火)まで
		岐 阜 県 東 濃 農 事 務 所				岐 阜 県 中 濃 農 事 務 所			
恵那市(笠置町、中野方町、飯地町、武並町及び東野)	恵那市(長島町、大井町及び三郷町)	恵那市(岩村町、上矢作町、山岡町、明智町及び串原)	恵那市(岩村町、上矢作町、山岡町、明智町及び串原)	瑞浪市	多治見市 土岐市	美濃市	郡上市(美並町、明宝及び和良町) 関市(板取地域)	郡上市(八幡町)	及び上之保地域
平成二十七年七月二十二日(水)	平成二十七年七月一日(火)	平成二十七年七月十四日(火)	平成二十七年七月十四日(火)	平成二十七年七月八日(水)	平成二十七年七月七日(火)	平成二十七年九月十四日(月)	平成二十七年八月四日(火)	平成二十七年八月三日(月)	
岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七七一	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七七一	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七七一	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七七一	岐阜県東濃西部総合庁舎 多治見市上野町五 六八一	岐阜県東濃西部総合庁舎 多治見市上野町五 六八一	岐阜県中濃総合庁舎 美濃市生穂一六二二	岐阜県郡上総合庁舎 郡上市八幡町初音一 七二七二	岐阜県郡上総合庁舎 郡上市八幡町初音一 七二七二	
平成二十七年六月二十四日(水)から同年七月八日(水)まで	平成二十七年六月二十三日(火)から同年七月七日(火)まで	平成二十七年六月十六日(火)から同月三十日(火)まで	平成二十七年六月十六日(火)から同月三十日(火)まで	平成二十七年六月十日(水)から同月二十四日(水)まで	平成二十七年六月九日(火)から同月二十三日(火)まで	平成二十七年八月十七日(月)から同月三十一日(月)まで	平成二十七年七月七日(火)から同月二十一日(火)まで	平成二十七年七月三日(金)から同月一七日(金)まで	で

所 岐 阜 県 飛 騨 県 事 務 所		所 岐 阜 県 恵 那 県 事 務 所	
高山市 (清見 驛市(神岡町))	高山市 (上宝 町及び奥飛騨 温泉郷) 飛 騨市 (神岡町)	高山市 (旧高 山市)	高山市 (国府 町) 飛騨市 (古川町、河 合町及び宮川 町)
平成二十七 年七月十六 日(木)	平成二十七 年七月十五 日(水)	平成二十七 年七月七日 (火)	平成二十七 年九月三日 (木)
荘川総合センタ ー	高山市上宝市役所 高山市上宝町本郷五 四〇	岐阜県飛騨総合庁舎 高山市下岡本町七 四六八	岐阜県恵那総合庁舎 恵那市長島町正家後 田一〇六七 七一
平成二十七年六月 まで	平成二十七年六月 十八日(木) から 同年七月二日(木) まで	平成二十七年六月 十七日(水) から 同年七月一日(水) まで	平成二十七年八月 六日(木) から同 月二十日(木) ま で
平成二十七年六月	平成二十七年六月 十八日(木) から 同年七月二日(木) まで	平成二十七年六月 十七日(水) から 同年七月一日(水) まで	平成二十七年八月 六日(木) から同 月二十日(木) ま で

<p>三 試験及び講習の内容</p> <p>1 試験 適性試験(視力、聴力及び運動能力)</p> <p>2 講習 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等</p> <p>四 申請手続</p> <p>1 申請書の入手 申請書は、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課で配布するほか、岐阜県環境生 活部自然環境保全課(以下「自然環境保全課」という。)のホームページから入手 することができます。 自然環境保全課のホームページのアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyosshizen/syuryo.html</p> <p>2 申請書の提出 次の書類を、申請者の住所を所管する岐阜地域環境室又は各県事務所環境課に 提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱 書きし、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。</p> <p>(一) 狩猟免許更新申請書一通 複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに提出が必要です。</p> <p>(二) 写真一枚 申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチ</p>			
町及び荘川町 白川村	年七月十七 日(金)	高山市荘川新淵四三 〇一	十九日(金) から 同年七月三日(金) まで
高山市(一之 宮町、久々野 町、高根町、 朝日町及び丹 生川町)	平成二十七 年八月五日 (水)	岐阜県飛騨総合庁舎 高山市上岡本町七 四六八	平成二十七年七月 八日(水) から同 月二十二日(水) まで
下呂市(萩原 町、小坂町、 金山町及び馬 瀬地域)	平成二十七 年八月六日 (木)	岐阜県下呂総合庁舎 下呂市萩原町羽根二 六〇五 一	平成二十七年七月 九日(木) から同 月二十三日(木) まで

メートル、横二・四センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

(三) 猟銃・空気銃所持許可証の写し又は医師の診断書一通

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可に係る許可証の写し（当該許可を現に受けている場合に限り。）又は法第四十条第二号から第四号までに該当しないことを証する医師の診断書（申請前六か月以内に作成されたものに限る。）

(四) 返信用封筒一通

長形三号の封筒に八十二円切手を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

(五) 狩猟免状（更新に係る種類の免状）

3 手数料

申請書に二千九百円分の岐阜県収入証紙を貼り付けてください（消印はしないでください）。なお、複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要です。

4 受付時間

申請書の受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までです（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。郵送の場合は、申請書の受付期間の最終日必着です。

なお、申請書の受付期間終了後、場所の変更及び手数料の返還はできません。

5 その他

この試験及び講習についての詳細は、自然環境保全課（電話〇五八 二七二 八二二）一、岐阜地域環境室又は各県事務所環境課へ問い合わせてください。

登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験の日時

平成二十七年九月二日（水）午後零時三十分から午後五時十五分まで

二 試験の場所

大垣市北方町五丁目五〇番地 岐阜経済大学

三 試験科目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 出願書類

- 1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名によること。）
- 2 写真（出願前三箇月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

なお、受験願書等の書類は、県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）及び岐阜県健康福祉部業務水道課で、平成二十七年五月十五日（金）から配布します。

五 受験手数料

一万五千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと）。

六 願書受付期間

平成二十七年六月十五日（月）から同月二十六日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

七 願書受付場所

- 1 県保健所
- 2 岐阜県健康福祉部業務水道課

八 受験票の送付

受験者に対して、平成二十七年八月二十八日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から受験票を送付します。

九 合格発表

平成二十七年十月二十三日（金）午前十時
 試験合格者の受験番号を県庁及び県保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（業務水道課）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/yaku-eisei-kansen/yakujij/yakkyoku-hambai/>

十 試験結果の提供

登録販売者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

登録販売者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十七年十月二十三日（金）から同年十一月二十日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十七年十月二十三日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 問合せ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 一一一内線二五七四）

岐阜県保健所生活衛生課（電話 五八 三八 三 三三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話 五八 二二三 七二六八）

西濃保健所生活衛生課（電話 五八四 七三 一一一内線二六八）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話 五八五 二三 一一一内線二六二）

関保健所生活衛生課（電話 五七五 三三 四 一一一内線三五七）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話 五七五 六七 一一一内線三五二）

中濃保健所生活衛生課（電話 五七四 二五 三一一内線三五六）

東濃保健所生活衛生課（電話 五七二 二三 一一一内線三五九）
 恵那保健所生活衛生課（電話 五七三 二六 一一一内線二五六）
 飛騨保健所生活衛生課（電話 五七七 三三 一一一内線三三二）
 飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話 五七六 五一 三一一内線三五三）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年四月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

ロジコムリアルエステート株式会社

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

（変更前）株式会社本巢ショッピングワールド 本巢市政田字上市場一四〇四番地

（変更後）ロジコムリアルエステート株式会社 東京都新宿区西新宿一 二五一

新宿センタービル三十三階

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年四月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LIXILピバ

三 建物の名称及び所在地

スーパーピバホーム柳津店Aゾーン

岐阜市柳津町流通センター一丁目一九番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社LIXILピバ 代表取締役 豆成 勝博

岐阜県上尾市上二九八番地の一

(変更後) 株式会社LIXILピバ 代表取締役 渡邊 修

岐阜県さいたま市浦和区上木崎二丁目一三番一号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年五月一日

二 届出者の氏名又は名称

三菱地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘一丁目二番地

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三峰 代表取締役社長 川村 益充 外百十一者

(変更後) 株式会社三峰 代表取締役社長 川村 益充 外百五十一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年四月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社LEXIELIBIA

三 建物の名称及び所在地

スーパービバホーム柳津店Aゾーン

岐阜市柳津町流通センター一丁目一九番 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時

(変更後) 開店時刻 午前六時三十分 閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前六時四十五分から午後九時十五分

(一部、午前八時四十五分から翌日午前二時十五分)

(変更後) 午前六時十五分から午後九時十五分

(一部、午前八時四十五分から翌日午前二時十五分)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 七箇所

(変更後) 八箇所

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
上 野 平 土 地 改 良 区	平 成 二 七 ・ 四 ・ 二 八

平成二十七年五月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社